

認知症対応型共同生活介護グループホームいのちの木

重要事項説明書

作成日 令和7年10月1日

1. 事業主体概要

事業主体名	社会福祉法人 愛信会		
法人の種類	社会福祉法人		
代表者名	松本 好正		
所在地	土浦市東若松町 3379		
法人の経営理念および基本方針	<p>(経営理念) 私たちは、仲間の愛と信頼の絆で、 幸せを感じられる地域社会の創造に貢献します。</p> <p>(基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 福祉活動を通じて、地域社会の高齢者福祉向上に貢献します。2. 利用者の尊厳を守り、要介護状態の改善に資すると共に、利用者およびご家族に満足・安心・信頼されるサービスを提供します。3. 施設は地域の重要な社会資源であり、高齢者福祉の拠点とすべく、その永続発展に努めます。4. 積極的な情報の開示を行い、透明な健全経営に努めます。5. 自主的な経営体質への変革(意識改革)を自覚し、常に人材の育成に努めます。6. 職員の生活を保障し、福利厚生の向上に努め、活力に満ちた職場環境の実現を目指します。		
他の介護保険関連の事業	<p>特別養護老人ホーム くきの里 短期入所生活介護 くきの里 デイサービスセンターくきの里 つくば市在宅介護支援センター ユニット型特別養護老人ホーム いのちの木</p> <p>特別養護老人ホーム 静霞園 短期入所生活介護 静霞園 通所介護事業所 静霞園 訪問介護事業所 静霞園 土浦市在宅介護支援センター</p>		
他の介護保険以外の事業	<p>ケアハウス くきの里 ケアハウス ポプラ館</p>		

2. ホーム概要

ホーム名	認知症対応型共同生活介護 グループホーム いちょうの木
ホームの運営方針	地域の中でその人らしく生活を続けて、今ある力を最大限に活かしていけるように努めます。その結果認知症の進行が緩やかになるように支援します。
ホームの管理者	鈴木 貴志
開設年月日	平成 18 年 3 月 23 日 (令和 6 年 3 月 23 日指定更新)
保険事業者指定番号	0872005004
所在地、電話・FAX 番号	(電話) 029-840-1050 (FAX) 029-876-2671
交通の便	JR 藤代駅 及び TX みどりの駅下車 関鉄バス 自由が丘団地経由乗車上岩崎バス停下車徒歩 10 分
敷地概要	4312.37 m ²
建物概要 (権利関係)	構造： 木造平屋建て 延床面積： 646.84 m ²
居室の概要	居室面積： 15.00 m ² 設備： クローゼット、押入れ、洗面台、TV アンテナ端子 緊急通報装置（ナースコール） 火災報知機、煙感知器、熱感知器、スプリンクラー設備
共用施設の概要	居間、食堂、台所、洗濯室、脱衣場、倉庫
急変、事故等発生時緊急対応方法	協力医療機関や近隣医療機関、消防署等との連携を図り、迅速な対応ができるようにする。
防災設備 避難設備等の概要	設備： スプリンクラー、火災自動通報装置、煙感知器、熱感知器、避難通路 誘導灯 非常灯 ※年2回以上の総合避難訓練を実施します。

3. 職員体制（主たる職員）

① 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名（常勤兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 10名以上（常勤、非常勤等）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

4. 勤務体制

昼間の体制	6人（早出、日勤、遅出等）
夜間の体制	2人（夜勤）

5. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・面会時間は原則自由とします。
- ・外泊外出は自由ですが、帰宅予定時間、外出泊先等の届けをお願いします。
※（感染症対応においての制限を設ける場合があります。詳しくはお問い合わせください。）
- ・金銭の持ち込みは必要最低限にお願いいたします。管理は原則ご家族でお願いいたします。
- ・家具、ベッド、カーテン、家電製品、身の回り品等個人使用のものはご用意下さい。（今までご使用していたなじみのあるもので結構です。）
- ・専用居室内でのペットの飼育は原則禁止とします。
- ・原則として居室の変更は行いませんが、心身の状況により生活上必要な場合には協議の上対処するものとします。
- ・宗教活動、政治活動については他の方に迷惑とならない範囲であれば自由です。
- ・喫煙は決められた場所以外は禁煙とします。
- ・居室内は火気厳禁とさせていただきます。館内すべてにおいても配慮をお願いします。
- ・館内にゲストルームが用意しております。ご利用については職員にお問い合わせ下さい。
- ・その他必要な事項については都度協議といたします。

6. 重度化した場合における対応に係る指針

- ① 緊急時や状態の急変があった場合、オンコール待機看護師、主治医及び協力医療機関に連絡し、その指示を受け対応することとする。
- ② 緊急時や状態の急変があった場合には、ホームより速やかに利用者代理人や主治医、協

力医療機関へ連絡を行うが、やむを得ず連絡が通じない場合には看護師及び対応スタッフ、救急隊等が適切な判断を行い対応する。

- ③ 緊急時や状態の急変があった際、可能であれば希望搬送先への搬送行なう。しかし、やむを得ず別の病院等に搬送する場合もありうる。
- ④ ホームでの臨終の確認（看取り）は、施設の性質上、原則不可能なため、必要に応じて必要な介護、医療が受けられる場所への転所に向けての相談をいたします。
- ⑤ グループホームの介護保険上の位置や役割を鑑み、できうる限りの介護、対応を行うことを前提とし、いかなる場合においても介護職員が医療的行為（処置）、看護行為（処置）を行なわない。
- ⑥ 緊急時または状態の急変が起った場合の対応については利用者代理人による緊急時に関する同意書に基づき対応することに努める。
- ⑦ 入院期間中の利用料金については家賃分のみの請求とし、食費・光熱費、その他の料金については不在期間を除いた日割り計算にて請求とする。
- ⑧ グループホームいの木は、この重度化した場合における対応に係る指針に基づき対応を行うものとする。
- ⑨ 重度化した場合における対応に係る指針に定めのない事項や、疑義が生じた場合には都度協議を行い、誠意を持って対応するものとする。

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動有り）が自己負担となります。
保険対象外サービス	各個人の利用に応じて自己負担となります。 料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
居室の提供（家賃）	58,000円／月
食事の提供	1日あたり1,080円 内訳・朝食：216円、昼食：324円、夕食：378円、おやつ：162円
光熱水費	12,000円／月
日常生活の費用	日常生活における消耗品等、利用者（受益者）負担が相応と思われる費用 54円／日
家電製品の持込	T Vや冷蔵庫などの家電製品を持ち込む場合1点につき500円／月をコンセント料としてご負担いただきます。
貴重品管理	・自己管理の困難な場合、貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。 ・家族や本人が金銭の管理が困難な場合には契約に基づき、管理者が管理させていただく事となります。
医療費・理容費等	自己負担となります。

基本料金 (介護保険自己負担分・省令により変動があります。)

1日あたりの自己負担分

要支援2	748	単位(介護予防認知症対応型共同生活介護)
要介護1	752	単位
要介護2	787	単位
要介護3	811	単位
要介護4	827	単位
要介護5	844	単位

初期加算として入居日から30日間 1日30円が加算されます。(要支援2要介護1~5の方)

加算について (利用者の状態変化や、職員体制の変更等により適用されるものであり、必要に応じ利用者・ご家族へご相談、ご通知等により、同意を得て実施するものです。)

- ① 医療連携体制加算 (I) 【39単位/1日】
医療連携体制加算 (II) 【49単位/1日】
医療連携体制加算 (III) 【59単位/1日】 ※介護予防は除く
- ② 入居者の入退院支援の取組 【246単位/月 6日まで】 ※介護予防含む
- ③ 看取り介護加算【死亡日以前4日以上30日以下については144単位/1日、死亡日前日及び前々日については1日につき680単位 死亡日については1280単位】
- ④ 口腔衛星管理体制加算 【30単位/月】
- ⑤ 栄養スクリーニング加算 【5単位/回】 ※6か月に1回を限度
- ⑥ 栄養管理体制加算 【30単位/月】
- ⑦ 退居時相談援助加算 【400単位/1回 (1回限度)】
- ⑧ 認知症の行動・心理症状緊急対応加算 【200単位/日 7日を限度】
- ⑨ 若年性認知症受入れ加算 【120単位/日】
- ⑩ 夜間ケア加算 【25単位/日】
- ⑪ 認知症専門ケア加算 I 【3単位/日】
- ⑫ 認知症専門ケア加算 II 【4単位/日】
- ⑬ サービス提供ケア体制強化加算 I 【22単位/日】
- ⑭ サービス提供ケア体制強化加算 II 【18単位/日】
- ⑮ サービス提供ケア体制強化加算 III 【6単位/日】
- ⑯ 介護職員待遇改善加算 【所定単位 (加算を含む基本単位) に対して上限 11.1%の加算】
- ⑰ 介護職員等ベースアップ等支援加算 【所定単位 (加算を含む基本単位) に対して 2.3%の加算】

支払い方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求いたしますので、15日以内にお支払いをお願いします。

利用料金は指定口座から翌月27日頃に引き落としとなります。

(口座引き落としができない状況となった場合は振り込み又は窓口清算となります)

8. 協力医療機関

協力医療機関名	つくばシティア内科 クリニック	協力歯科名	いんなみ歯科医院
主な診療科目	内 科	主な 診療科目	歯 科
協力医師	松本 好正 医師 松本 雄太 医師	協力医師	印南 亮一 院長

9. 苦情相談機関

苦情相談窓口	担当者氏名：鈴木貴志（事業所内）
苦情解決責任者	特別養護老人ホームくきの里 施設長 芥川 知己 電話 029-840-1131
第三者委員 (連絡先電話番号)	菱沼 勇治 土浦市下高津 1-12-5 電話 029-823-4464 塙本 忍 牛久市栄町 3-114 電話 029-872-5180
その他	その他機関として つくば市役所 高齢福祉課 029-883-1111（代） 茨城県国民保険連合会 029-301-1565

10. 契約における取り扱いについて

（1）入所者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入所者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合は、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ③ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設側が適切な対応をとらない場合

（2）施設からの申出により退所していただく場合

入所者及び契約者またはその関係者が以下の事項に該当する場合、施設から退所していただく場合があります。

- ① 契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ③ 故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の入所者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合
- ④ 職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、威圧的な言動等の各種ハラスメント、誹謗中傷(SNS含む)その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 過度な要求（サービス範囲外の業務命令、繰り返しのクレーム等）
- ⑥ 長時間の拘束や時間外等の無理な対応の強要
- ⑦ その他、職員や他の利用者の尊厳を傷つけると認められる行為
- ⑧ 入所者が長期に病院又は診療所に入院すると見込まれる。若しくは入院した場合。

令和　　年　　月　　日

(事業者)

ホーム名　社会福祉法人　　愛信会
グループホーム　いちょうの木

説明者名

印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者)

住所

氏名

印

(利用者代理人・身元引受人)

住所

氏名

印